

別 紙

答申第145号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成31年1月28日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、次のとおりである。

〇〇市〇〇医院の病児保育に関し、

① 〇〇市と島根県との、電話、メール、会議、相談等一切の記録（平成30年9月1日から平成31年1月28日）

② 上記①において、〇〇市の看護師、保育の常駐の考え方がわかるやりとり、メール、電話記録、メモ、その他一切の書類（本則、緩和型それぞれについて）

③ 平成28年12月1日から平成31年1月28日の期間において、〇〇市から補助金返還の金額について打診等の申し出等記録

(3) この請求に対して実施機関は、平成31年2月8日付けで、次のとおり決定を行った。

ア 上記請求内容のうち、①、②について

公開請求に係る公文書を作成していない、取得していないため、公文書が存在しないという理由で非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

イ 上記請求内容のうち、③について

「〇〇市の病児病後児保育について（報告）」ほか3件を対象公文書として特定し、部分公開決定を行った。

(4) 審査請求人は、本件決定を不服として平成31年2月20日付けで実施機関に審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成31年3月22日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

最重要案件であるにもかかわらず、「軽微だから記録なし」と隠すような回答だった。

前任者は記録で市長の犯罪の可能性もあると記録している。今からでも記憶をたよりに作成し公開すべき。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 隠蔽又はサボタージュとしか思えない。

イ 県民の不利益にならないように処分まで求めたい。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 決定した理由

公文書公開請求のあった公文書については、管理、作成していないことから、条例第 11 条第 2 項に該当するため、非公開決定を行ったところである。

イ 審査請求に対する意見

(ア) 県としては、公開請求のあった期間において管理、作成した文書は存在していない。

(イ) 当該病児保育事業に係る案件自体については、大変重要な事案としての認識はあり、本件決定以前にも同請求人から公文書公開請求がなされており、その際には電話記録、面談記録等を含んだ公文書の公開決定を行っている。

(ウ) しかしながら、今回の審査請求の対象期間においては、島根県と〇〇市において、当該期間内に文書は存在しないことから、非公開決定しており、当該審査請求において指摘されている隠蔽等の事実はない。

したがって、審査請求の棄却が妥当であると判断される。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成 30 年 9 月 1 日から平成 31 年 1 月 28 日までの期間における〇〇市と島根県との電話、メール、会議、相談等一切の記録及び〇〇市の看護師、保育の常駐の考え方がわかるやりとり、メール、電話記録、メモ、その他一切の書類（本則、緩和型それぞれについて）である。

(3) 実地調査について

審査請求人及び実施機関双方の主張を踏まえ、本件請求内容を満たす公文書の存否、文書ファイルの管理状況等を実地に確認する必要があると思料されたことから、当審査会は、担当課である島根県子ども・子育て支援課において、条例第 27 条の規定に基づき委員を派遣しての実地調査を行った。

(4) 本件対象公文書の不存在について

ア ファイルの管理状況について、本件請求内容に関連するファイルの提示を受けて確認したところ、当該ファイルには、行政間のやりとりの文書と市民等の情報提供者とのやりとりの文書が綴じられており、仕切りカードで仕切られて保管されていた。また、行政間のやりとりの文書には日付が記載された青い付箋、情報提供者とのやりとりの文書には日付が記載された赤い付箋がそれぞれ貼られ、日

付順に文書がファイリングされていたことから、文書の保管は適正に行われていることが確認できた。

イ あわせて、本件請求内容を満たす公文書の存否について確認したところ、県と市のやりとりに関する文書は存在しなかったため、実施機関に対して文書が存在しない理由等の聞き取りを行ったところ、以下のとおり説明があった。

(ア) 本件請求の対象期間である平成30年9月1日から平成31年1月28日までに県と市の間で電話でのやりとりはあった。

平成30年9月14日に国からの伝達事項を市に伝え、その後、市に状況確認の電話は何度かしたが、特に進展がなかったため、録取等の作成は行わなかった。

その後、平成31年2月21日に市から県に対し、当該病児保育事業に関する文書の提出があった。

(イ) 審査請求人の「軽微だから記録なしと隠すような回答だった。」という主張については、本件決定後、審査請求人から公文書が存在しないことに関して問い合わせがあった際に、本件事案が軽微という趣旨で言ったものではないが、やりとりが軽微という判断で記録を残していないといった旨の回答をしたことによるものと思われる。

ウ ところで、島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年3月11日島根県条例第3号。）第6条は、「実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、条例の制定又は改廃及びその経緯、個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と規定している。

この規定の趣旨及び当該案件が重要な事案であるという実施機関の認識に鑑みれば、市への状況確認の結果、特に進展がないという場合であっても、その旨を記録として残しておくことが望ましいものであったと思料される。

しかしながら、実施機関が本件請求の対象期間において、管理、作成した文書は存在していないと説明し、上記のとおり実地調査においても、本件請求内容を満たす公文書の存在は確認できなかったことから、実施機関が本件請求内容を満たす公文書を作成し、管理しているとは認められない。

なお、審査請求人は、今からでも記憶を頼りに作成し、公開すべきと主張するが、条例に基づく公文書公開制度は、実施機関が現に管理している公文書を対象とするものであり、公開請求があった場合に、新たに公文書を作成、取得することまでを実施機関に求めるものではないため、当審査会としては上記のとおり判断する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、上記判断を左右するものではない。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第171号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成31年3月22日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成31年4月25日	実施機関から非公開理由説明書を受理
令和2年10月15日 (審査会第1回目)	審議(第1部会)
令和2年11月6日	実地調査
令和2年11月12日 (審査会第2回目)	審議(第1部会)
令和2年12月24日 (審査会第3回目)	審議(第1部会)
令和3年1月17日 (審査会第4回目)	審議(第1部会)
令和3年3月25日 (審査会第5回目)	審議
令和3年6月9日	島根県情報公開審査会が実施機関に対して答申

(参考)

答申に関与した島根県情報公開審査会委員

氏 名	現 職	備 考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長(～R3.4.21)、 第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長(R3.4.22～)、 第2部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユー あき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会